

人が住んでいない家は老朽化が加速します。空き家の利活用・撤去のことなど、建物取引、不動産のプロに相談してみませんか？

売却や賃貸するにはどうすれば？

解体したいけれど費用が・・・

空き家に関する 無料相談会のご案内



相続する場合はどうなるの？

飯豊町に住みたい人に活用してほしい

日時 令和3年6月27日（日）13：00～16：00
会場 飯豊町町民総合センター「あ～す」 研修室
（山形県西置賜郡飯豊町大字樺3622番地）

- 対象者 空き家・空き地の所有者、関係者
- 相談対応者 県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会山形県本部、県司法書士会の会員各1名(予定)、飯豊町役場職員
- 申込み 6月11日（金）までに下記にお申し込みください
※完全事前予約制とします。
（空き家の除却と空き家バンクのご相談は随時受付中です。詳細は裏面をご覧ください。）
- 申込・問合せ先 飯豊町役場 地域整備課建設室 ☎0238-87-0516
- その他 ○登記簿や固定資産税納税通知書兼課税明細書を持参いただくとより具体的な相談ができます。
○新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ご来場時はマスクの装着と会場入口でのアルコール消毒にご協力ください。また、発熱時や体調不良の場合はご来場をお控えください。
○オンライン（ZOOM等）での相談についてもお問い合わせください。

相談料
無料

空き家のお悩み、ご相談ください！

利活用したい！

飯豊町空き家バンク

利用希望の問い合わせが増加しています！

空き家バンクとは、空き地や空き家などの空き物件情報を地方公共団体のホームページなどで公開する仕組みのことです。空き家所有者と、飯豊町への移住・定住を希望・検討している方をつなぐ架け橋となります。登録費用などはかかりません。



【空き家バンクのお問合せ】 飯豊町役場企画課総合政策室 ☎0238-87-0521 飯豊町 空き家バンク 検索

撤去したい！ 「老朽危険空き家」解体支援

老朽危険空き家の解体・撤去に関する補助対象経費（解体撤去工事）の2分の1以内の金額を補助します。補助金額の上限は下記の通りです。

施工業者が町内の場合：上限50万円 施工業者が町外の場合：上限40万円

※補助金は、工事を行う前に町への申請が必要です。

「老朽危険空き家」とは・・・老朽化などで人の生命・財産に被害を与えるおそれがある状態の空き家

「老朽危険空き家」に該当するかなど、支援内容の詳細はお気軽にお問合せください。

【空き家の解体・撤去のお問合せ】 飯豊町役場地域整備課建設室 ☎0238-87-0516



老朽危険空き家の放置は地域安全の妨げになるだけでなく、他人に被害を与えた場合は所有者が損害賠償などの責任を問われることもあります。

(このお知らせは、固定資産税納税通知書をお送りしているすべての方に同封しています。)